

マイナ保険証を使いましょう

令和6年(2024年)12月2日に保険証の発行が終了したため、医療機関を受診する際にマイナ保険証(健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード)の利用が始まっています。

健康保険組合からのお願い

マイナンバーカードを申請しましょう!

マイナンバーカードを持っていない方は、市役所や区役所、パソコンやスマートフォン、証明写真機から申請してください。

マイナンバーカードを健康保険証として登録しましょう!

医療機関や薬局の窓口にあるカードリーダー、スマートフォンのマイナポータル、セブン銀行ATMから登録が出来ます。

すみやかに職場へマイナンバーを提出しましょう!

職場から健康保険組合へマイナンバーが通知され、健康保険組合が加入者の情報を登録するとマイナンバーカードが健康保険証として使用できます。

※法令により、事業主はマイナンバーを健康保険組合に提出する必要があります。

病院・薬局などで受診する際はマイナンバーカードを持参しましょう!

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると...

1 よりよい医療が可能に

本人が同意すれば、初めての医療機関でも健康情報や今までに使った薬剤情報等が、医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。



2 自身の健康管理に役立つ

マイナポータルで自分の健康情報や今までに使った薬剤情報を閲覧できます。



3 手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要に

限度額適用認定証がなくても、窓口負担は高額療養費制度の限度額まで減額されます。

※自治体独自の医療助成等については書類の持参が必要です。



4 オンライン医療費控除がより簡単に

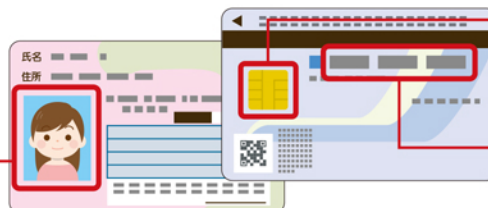
マイナポータルで自分の医療費通知情報が閲覧できます。また令和3年(2021年)分の所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となっています。

マイナンバーカードの安全性

マイナンバーカードには、プライバシー性の高い情報は記録されないほか、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。

なりすまはできません。

顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



プライバシー性の高い情報は入っていません。

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記載されません。

マイナンバーを見られても悪用は困難

マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書などの本人確認があるため、悪用は困難。

万全のセキュリティ対策

- ・紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能(マイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178までご連絡を)
- ・アプリごとに暗証番号を設定し、一定回数まちがうと機能ロック
- ・不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組み